

第十二回 参議院水産委員会會議録第九号

昭和二十六年十一月二十二日(木曜日) 午後一時三十四分開会

委員の異動

十一月二十一日委員青山正一君(兼任)につき、その補欠として大野木秀次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 木下 辰雄君
- 理事 松浦 清一君
- 委員 千田 正君
- 秋山俊一郎君
- 玉柳 寛君
- 櫻内 義雄君

衆議院議員

- 川村善八郎君
- 田口長治郎君

政府委員

- 水産庁長官 藤田 巖君
- 水産庁次長 山本 豊君

事務局側

- 常任委員 岡 尊信君
- 会専門員 林 達磨君
- 会専門員 林 達磨君

説明員

- 水産庁生産 林 慎治君
- 部漁港課長 林 慎治君

本日の會議に付した事件

○漁港法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○水産資源保護法案(衆議院送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

予備付託となりました漁港法の一部を改正する法律案を議題に供します。提案者の御説明をお願いします。

○衆議院議員(川村善八郎君) 漁港法の一部を改正いたします法律案の提案の理由説明並びに漁港法一部改正の大体の要領について御説明いたします。

漁港法の施行によつて我が国漁業上の重要施策である漁港の修築、維持、管理等に関する制度が確立され、法律に規定されている漁港の指定、漁港の整備計画等も順次進歩を見、本法の運用も軌道に乗つて来たのであります。漁港管理者の指定、漁港管理委員のうちで、漁業者代表の選任の方法についてはその手續が煩瑣であり、而も多額の経費を要するので、本来の性格を失わない範囲内において簡單な方法に改めることを妥當と認めるものであります。

又北海道の漁業の発展を図るため、北海道における漁港施設を速かに整備する必要上、地方財政の特異性を考慮し、その修築に要する費用に関する国の負担又は補助の割合を引上げると共に、本道における第四種漁港に対する国の負担率に不分明な点があつたので、これを明確にし、更に国の負担金又は補助金に関する会計手続の規定を設ける必要があるものであります。これが大体改正案を提出する理由であります。

そこでその内容を大体かいつまんで申し上げます。現在漁港法の運用によつて漁港の整備計画をしてるのであります。

すが、これらの漁港の管理をしなければならぬし、又管理するところの委員會を作らなければならぬのであります。従つてその委員會の分子であります委員を選任しなければならぬのであります。ところが漁港法に盛り込んであります委員の選挙は公選であり、特に漁民代表の委員を選任する場合は、公選にいたしますという手続が相当煩雜であり、且つ又時間的にも相当時を要すると同時に、経費も莫大な経費を要するのであります。従つてこれらを官営化するためには漁業協同組合の意見を町村長が聞いて、町村長が推薦したものの中から漁港管理委員會がこれを任命するということになりま

すれば、結論的にはいゆる漁業者の代表が管理委員になりますので、公選にしたも同様に相成りますので、かような手續をとりたいというのが、この法の改正の一点であります。それから更に北海道におきますところの漁港の整備に關しましては、勿論これまでの漁港法の内容にもその特殊性を認めまして、負担率又は補助率は内地方面より高いのでありますけれども、北海道は御承知の通りまだ未開發の部分もあり、かたが北海道の漁港は北海道だけで實際に利用してないのでなくつて、南は九州並びに本土の各地におきますし、これを利用してはるのであります。なかみく突極漁業、或いはまき網漁業、「いか」釣漁業等の漁業には、殆んど北海道の漁港を内地船が使用しているというようなこともありますし、又北海道の漁業の

開發には、何といつてもまだ北海道の技術が幼稚でありますので、内地方面の漁業者の技術、資本等を要する漁業を擁して、北海道の魚田の開発と北海道の生産を高めなければならぬということ、更に御承知の通り港法では漁港法より以上の国の負担率になつてはいるのであります。即ち外郭施設につきましては国が一〇〇%補助してあり、それから接岸施設等におきましては、国は七五%負担しているといふことになつておりますので、これらの確衡からいまして、今度どうしても北海道におきまして、漁港の負担を高めて行きたいということから、この改正をするということに相成つたのであります。更に又内地方面の第四種漁港は国の負担は七五%若くは六〇%となつております。ここに不明確な点があるのであります。例えて申上げるならば、継続事業をいたしますときに七五%の予算の獲得を目標として計画を立てていか、或いは六五%で立てていか、或いはその中間をとつて計画を立てていかといつたような迷いも生ずるのであります。又第四種漁港は、御承知の通り離島若くは僻地の地において魚田開発或いは避難港を目的としておきますので、でき得るだけ地元負担の軽減を図つて行かなければならぬといふ点から、今度の国の負担を百分の八十に引上げようということがこの法律を改正する、こういうことに相成つたのであります。従つて皆さんにおかれましては、十分検討下され、慎重審議の上本法律案を満場一致議決

されんことをお願いを申上げて私の説明を終る次第であります。なお條文の内容の詳細につきましては、漁港課長から皆さんの質問に応じましてお答えをいたしたいと思います。

○委員長(木下辰雄君) 法の内容につきまして漁港課長から説明をお願いします。

○説明員(林慎治君) 内容について便宜私から御説明申上げたいと思つております。只今川村君の御説明で大体盡きていると考えますが、逐條的に申上げたいと思つております。新旧対照表で御覽を頂ければ便宜かと思つております。最初の問題は細かい問題でございますが、定義の中に、基本施設につきまして、御承知のように港法も先般改正がございました、その改正におきましても定義に追加したものがあつて、それはいろいろ話合いました結果、技術的に見ますので、これと同様な性格のものでございまして、漁港法におきましても追加をいたしたい、こういうふうな考へておられます。その内容は外部施設の中におきまして入つて参りましたものが、防波堤及び堤防、突堤及び胸壁、この四つの細かい問題でございまして、これを挿入いたしました、こういうことなんでしょう。

その次は只今御説明のありました負担率の問題であります。北海道の問題は附則のほうに譲つてございまして、あとで御説明申上げることになりました、この二十條の條文におきましては、この四種漁港における問題

だけが改正になつてゐるわけでございます。これは北海道は、この條文として、これは百分の八十と相成つております。そのほかの地域におきまして、従来百分の七十五又は百分の六十とありまして、これは港ごとに補助率が異なる、四種の中でも港ごとに補助率が異なる、そういったしまして、その決定は法文上は明確化されてないわけでありまして、個々の事情を勘案いたしまして、行政的に定めておつたわけでございますが、これはいろいろ問題があると思つたので、我々といつたしまして、もう少し明確化したい。それに公共性等のことも考え合せまして、基本施設のうちで外郭施設、つまり防波堤でありますとか、それから水域施設、航路の新設をいたします。こういう問題は極めて公共性の強い問題でありますので、この二つを取上げまして百分の七十五、それから岸壁等のいわゆる繋留施設につきましては、収益性の多少とも伴うものでありますから、百分の六十の率に定めたい。そういたしまして、四種の指定されました漁港は全部平等な扱いをいたしまして、その四種のうちで、施設によりまして七十五又は六十という率を定めて参りたい、こういう考え方なんです。

それから次は二十條の次に一つ條文を設けて、これには他の工作物と効用を兼ねる施設の費用の負担に對する取りきめをいたしたい、こういうふうな考へておるのであります。これは御承知のように河川と、つまり河口と漁港と重なる問題が相当たくさんあるわけでありまして、そのほうにおきまして、各施設につきましても漁港の施設

の効用もございまして、河川の施設としての効用も兼ね備へるわけでありまして、こういうものにつきましましては、現在の法律におきましては何ら規定が設けられていないわけでありまして、これは場合に依りますれば、両方の管理者の負担の取りきめをしたというふうなことも起つて来るわけでありまして、そういったときの基になりまします。ゆるゆるの両者の協議規定をここに設けたいと、こういうことなんです。

それからその次の二十四條の次に三條ほど加ふるわけでありまして、これは主として事務的な、いわゆる會計事務金の処分といった、いわゆる會計事務上の手続の基礎となりますることを明記したい、これは実は政令でありますとか、或いは省令でありますとか、こういう問題で解決を図りたいと考へたのであります。やはり正規の問題といたしましては、その基礎となるべき條文が法律にございせんか、困難な事情に依りますので、この際これを追加して定めて参りたい、こういうふうな考へるわけでありまして、それから先ほどの御説明のありました管理者の指定の場合及び管理会の委員の選任方法であります。これは改めて更に補足的に御説明申上げることもないと思つて、御承知のように、全部公聽会を開くようになつておるわけでありまして、これは決して悪いことではないのであります。實質的に申しまして、これを処理いたしますものには煩瑣と経費と時間と、こういう問題等からいたしまして、甚だ困難を伴つて来るわけでありまして、それと本質

的に考へまして関係都道府県知事の意見を聞いて農林大臣が指定するわけでありまして、これによりまして地方の意向というものも相当反映して来ると思つておるわけでありまして、そこで全部に亘りまして、すべて水産の場合におきまして公聽会を開くというものの必要もないのではないかと、いふふうな考へられまして取消をいたします。他の場合においては当然公聽会というものが必要になつて来ると思つて、最初の指定に当たりましては公聽会の制度をやめて参りたい、こういうふうな考へるのであります。それから管理会の委員の中の漁業者代表の問題であります。これは先ほどの説明で盡きておると思つて、それから省略いたします。

それから先ほどは、管理会の委員の選出方法が變つて参りましたので、この前の條文にございまして改選の請求と、これを削除いたします。ただ罷免の場合だけに掲げる。これに伴ひまして關係條文の多少の修正があるわけでありまして、それから北海道のいわゆる北海道開發のための特則は、これは當分の間ということにしてございまして、附則に挿入して附則の改正をいたしておるわけでありまして、御承知のように港灣法におきましては、すでにこの改正を終了いたしました。現在これが施行されておるわけでありまして、ひとり北海道におきます公共事業のうち、漁港のみがこの取扱をまだ受けていないわけでありまして、他の事業との関連を考へます場合に、当然我々として考へなければならぬ問題なのであります。ここに内容を定めまして、事柄は、いわゆる一般の港灣と同等に扱

うということに従前から主張して参りました關係上、それと同じような扱いをいたしております。即ち先ほど申上げました外郭施設、防波堤等の問題及び水域施設を考慮されておる問題、こういう問題につきましては国が全額を負担し、又は補助し、や収益性も多少はあると考へられます繋留施設につきましては、百分の七十五という率を採用いたす、但し第四種漁港につきましては、現在の法律におきまして八割という率が定められておるもので、これは既得権をいたしまして、第四種漁港の繋留施設に限り八割、こういう結果に相成るわけでありまして、大体簡單でございますが、内容について御説明申上げました。

○委員長(木下辰雄君) 総合的な質問がありましたらお願いします。……ちよつとその前に如何でしょうか。速記の都合もありますから、資源法を先に提案理由の説明を聞いては如何でしょうか。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思つておるわけでありまして、提案の趣旨と内容について御説明申上げます。本案は私ほか十四名の發議によりまして提案しておるものでございまして、提案の理由及び内容の説明に先立ちまして、本案の立案経過につきまして極く簡単に申上げたいと思つておるわけでありまして、それと本質

この水産資源保護法の基礎につきましては、昭和二十二年、当時の衆議院の水産委員長でありました石原圓吉君から、財団法人の水産研究会に立案に必要な資料の収集ということについて委嘱をいたしまして、よつて同水産研究会は官民の経験者及び業界の有識者約六十名程度を以ちまして、水産資源方策委員会というものを作つて約二十数回会合をいたしました。昭和二十五年の末に漸く立法に必要であるところの資料を収集する仕事の一段落を付けたのでございまして、これによりまして衆議院の水産委員会は、昭和二十六年の一月から本法案の立法に着手いたしましたのでございまして、この間に司令部の天然資源局長スケンク氏と、それから日米加漁業協定にアメリカ代表として來朝になつておりましたところの前水産部長のヘリングトン氏及び現水産部長でありますところのネビル氏なんかの懇切なる勧告と指導を受けまして、漸く立法起草の仕事を終りまして、ここに初めて提案ができるようになったのであります。

次に私は本案の理由につきまして申上げたいと思つておるわけでありまして、理由は、大体大きな点は二点あるものであります。それは皆さんも御承知の通り、日本の水産事業は非常に環境に恵まれておる。世界的に有数の漁場が沿岸各地に、或いは沖合にもございまして、稀に見る好漁場のみでございまして、従つて今までは水産資源というものは殆んど無盡蔵だといふふうな考へておつたのでございまして、戦前或いは戦争中に、不適当なる漁業、漁獲をいたしました關係で、非常に酷漁濫獲

○委員長(木下辰雄君) それでは水産資源保護法案を議題に供します。提案者の御説明をお願いします。

○委員長(木下辰雄君) 只今本委員会に付託となつておる水産資源保護法案につきまして、提案の趣旨と内容について御説明申上げます。本案は私ほか十四名の發議によりまして提案しておるものでございまして、提案の理由及び内容の説明に先立ちまして、本案の立案経過につきまして極く簡単に申上げたいと思つておるわけでありまして、それと本質

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思つておるわけでありまして、提案の趣旨と内容について御説明申上げます。本案は私ほか十四名の發議によりまして提案しておるものでございまして、提案の理由及び内容の説明に先立ちまして、本案の立案経過につきまして極く簡単に申上げたいと思つておるわけでありまして、それと本質

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと思つておるわけでありまして、提案の趣旨と内容について御説明申上げます。本案は私ほか十四名の發議によりまして提案しておるものでございまして、提案の理由及び内容の説明に先立ちまして、本案の立案経過につきまして極く簡単に申上げたいと思つておるわけでありまして、それと本質

に陥り、又他産業との關係を考へて見ますという、工場その他の發達によりまして、大事な稚魚の発育所というところ、水質汚濁によりまして、非常に悪化しておつた日本の漁場といふものが各地共に荒廢に陥りつつある。そうしてその結果漁獲高もだんだん減少する。こういうふうなことで、今にして我々はこの無方針な漁獲第一主義、これを速かに是正をいたしまして、そうして資源を培養しつつ漁利を永續させる、こういうふうな方針に進まなければならぬ。これが第一の理由と考へるのであります。

第二の理由といたしましては、この漁業がだん／＼高度の發達をして行く、それに対処いたしまして、國際的に非常につつと強く叫ばれて来ておられます。従来から日本の漁業はとかく國際的の非難があるものでございまして、この機会におきまして、我々は沿岸におきましても、沖合におきましても、本當に資源の培養というこゝとについで全漁民を徹底させる。こういうことが日本の漁業が本當に國際的の信用を回復する唯一の方法ではないか、こういうふうな國際的な意味もあるものでございまして。この二つが本案を提出いたしました理由でございます。

次に私は本案の内容について極く簡単に申し上げたいと思つておりますが、先ず第一点は、農林大臣がこの水産資源保護培養に必要であると認められた場合におきましての水産動物植物についての採捕の制限又は禁止、水産動物植物の販売又は所持に関する制限又は禁止、漁具又は漁船に関する制限又は禁止、水産動物植物に有害な物の遺棄又は漏せ

つ、その他水産動物植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止、こういうことが農林大臣においてできるやうにいたしましたことが第一点であります。第二点といたしましては、農林大臣が許可をしておりますところのいわゆる許可漁船、これの定数をきめることができる、そうして定数超過の場合におきましては、農林大臣におきまして許可の取消又は変更をすることができ、この場合におきましては、農林大臣は国会におきまして議決した予算の範囲内におきまして損失補償をしなればならぬ、こういうことをきめたのであります。

第三点は農林大臣は水産資源保護のため必要であると認むる場合におきましては、農林大臣の許可を要する漁業につぎまして、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度を定めまして、関係業者又はその団体に對し、その限度を超えて漁獲しないやう措置すべきことを勧告することができるようになつた次第でございます。

第四点といたしましては、農林大臣は水産動物が産卵をし、稚魚が生育し、又は水産動物植物の種苗が發生するに對しては、その水面に對しては保護水面を指定することができる、この保護水面は管理計画を立てて、当該都道府県知事にこれを運営せしめ、そうしてこの運営に要する経費はすべて国が負担する。こういうふうなふうにきめてあるのでございます。第五点といたしましては、さく、河魚類の中で「さけ」と「ます」の人工ふ化を営にする、それと同時に「さけ」「ます」

の繁殖を確保するためには、どうしてもその通路を確保に保護しなければならぬ、こういう意味におきまして、従来農林大臣が水路を保護する上におきましては権限がなかつたものにつきまして、農林大臣に保護する権限を与える、こういうふうなことを規定してあるのであります。

第六点といたしましては、農林大臣が水産動物植物の種苗を確保する必要がある、この認められた場合におきましては、種苗業者に對しまして、その生産又は配付につぎまして必要な指示をすることができ、こういうことを規定してあるのであります。

第七点といたしましては、農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官、水産資源保護指導員を命じまして、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及及びこの法律に基く命令の助行に関する事務を掌せしめることといたしたのであります。第八点といたしましては、本法案は漁業法中の第六十五條その他の水産資源保護に関する規定と、水産資源枯渇防止法、この二つを吸合併いたしましたこととでございます。従つて漁業法の第六十五條以下の水産資源に関する條項と、そうして資源枯渇防止法は廢止になる法律でございます。

○委員長(木下辰雄君) 大体今の御説明で内容はわかりましたが、なおこの法文についての御説明をなさいませうか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 若し御質問があればお答えするといふふうなふうにいたしましたら如何と思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 讀まなければ質問もちよつとできないことになるだらうと思ひます。あらかじめ參議院のかたは概略は知つておりましたけれども、できれば逐條御説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) それでは水産資源保護法案につきまして、逐條的に御説明を申し上げます。

本法案は第一章から第六章及び附則となつておられます。第一章は總則、第二章は水産資源の保護培養に関する規定、第三章は水産資源の調査、第四章は補助、第五章は雑則、第六章附則、こういうことになつておられます。

先ず第一章の總則でございますが、第一條はこの法律の目的でございます。「この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を將來にわたつて維持することにより、漁業の發展に寄与することを目的とする。」「第一條のことは大体提案理由として説明いたしました通りでございます。第二條は適用範囲でございますが、これは漁業法の水面の適用範囲と大体同じでございます。」「公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。」「第三條、公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面を連接して一体を成すものには、この法律を適用する。」「と、漁業法の水面の解釈と同じでございます。

第二章の水産資源の保護培養、第一節水産動物植物の採捕制限等、(水産動物植物の採捕制限等に関する命令)、第四條「農林大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要であると認めるときは、左に掲げる事項に關して、省令又は規則を定めることができる。」「で、農林大臣の省令、それから府県知事のいわゆる規則、こういうものを左に掲げる事項についてやることができる。一は「水産動物植物の採捕に關する制限又は禁止」、二は「水産動物植物の販売又は所持に關する制限又は禁止」、三は「漁具又は漁船に關する制限又は禁止」、四は「水産動物植物に有害な物の遺棄又は漏せつ、その他水産動物植物に有害な水質の汚濁に關する制限又は禁止」、これは漁業法の第六十五條と大体に同じでございます。

五は「水産動物植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に關する制限又は禁止」の規定。六は「水産動物植物の移植に關する制限又は禁止」。

第二項、「前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。」「と、これも文字通りでございます。三項は「前項の罰則に規定することができる罰は、省令にあつては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。」「第四項、「第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具及び同項第六号の水産動物植物の没収並びに犯人が所有してゐたこれらの物件の全部又は一部を沒収

と、漁業法の水面の解釈と同じでございます。

と、漁業法の水面の解釈と同じでございます。



るときは、第一項の規定による都道府県知事の申請がない場合でも、同項に規定する基準に従つて、保護水面を指定することができる。」ことにいたしました。第五項は「農林大臣は、前項の規定により保護水面の指定をするときは、第十七條第一項に規定する当該保護水面の管理計画を定めなければならない。」ことにいたしました。第六項は「農林大臣は、第四項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をすること及び前項の管理計画について、指定しようとする保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。」のであります。第七項は「第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。」ことにいたしました。第八項は「第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域及び第六條の規定によるその管理者の告示をもつてする。」ことにいたしましたのであります。

第十七條は保護水面の管理計画であります。「保護水面の管理計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。」

一増殖すべき水産動植物の種類並びにその増殖の方法及び増殖施設の概要  
二採捕を制限し、又は禁止する水産動植物の種類及びその制限又は禁止の内容  
三制限し、又は禁止する漁具又は漁船及びその制限又は禁止の内容  
第二項は、「都道府県知事は、農林大臣の認可を受けて、その管理する保護水面の管理計画を変更することができる。この場合には、第十五條第三項の規定を準用する。」というふうにしておるのであります。第三項は「農林大臣は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、その管理する保護水面の管理計画を変更すべきことを命ずることができる。この場合には、第十五條第六項及び第七項の規定を準用する。」このようにいたしました。

第十八條は工事の制限問題でございます。第一項は「保護水面の区域内において、埋立若しくはしゅんせつ等の工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならない。」としておるのであります。第二項は「都道府県知事又は農林大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該水面を原状に回復すべきことを命ずることができる。」というふういたしましたのであります。

第十九條は費用の負担問題でございます。第一項は「都道府県知事が管理計画に基づいて行う保護水面の管理に要する経費は、国の負担とする。」ことにいたしましたのであります。第三節、さく、河魚類の保護増養、第二十条は「国営の人工ふ化放流の問題でございます。農林大臣は、さく、河魚類のうちさけ及びびますの増殖を図るために、その人工ふ化放流を実施する。」第二項「農林大臣は、毎年度、前項の人工ふ化放流の実施に関する計画を定めなければならない。」第三項「前項の人工ふ化放流の計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。」

一当該年度において人工ふ化放流を実施する河川  
二当該年度において人工ふ化放流を実施する場所及び放流量  
第四項「農林大臣は、第二項の人工ふ化放流の計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。」第五項「農林大臣は、省令の定めるところにより、第一項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。」といたしました。

第二十五條は「漁業法第二百二十七條に規定する内水面においては、さく、河魚類のうちさけを採捕してはならぬ。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令若しくは規則の規定により農林大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。」ことにいたしましたのであります。

第二十六條は「公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三條の水面に通ずるものには、政令で、第二十二條から前條までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。」ようにいたしましたのであります。

第四節水産動植物の種の確保、第二十七條は「省令で定める水産動植物の種を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようとする者は、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならぬ。その業を廃止したときも、同様とする。」ことにいたしましたのであります。

第二十八條は「農林大臣は、前條に規定する水産動植物の種を確保するために必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、同條に規定する者に対し、当該水産動植物の種の生産又は配付につき必要な指示をすることができ、ことにいたしましたのであります。

第三章水産資源の調査、第二十九條は「農林大臣は、この法律の目的を達成するために、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲数量、操業の状況及び海

況等に関し、科学的調査を実施しなればならぬ。」ことにいたしましたのであります。第二項は「農林大臣は、省令の定めるところにより、前項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。」ようにいたしました。

第三十條は「農林大臣又は都道府県知事は、前條の調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。」ようにいたしましたのであります。

第四十條は「国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲において、左の各号に掲げる者に対し、それぞれ左の各号に掲げる費用の一部を補助することができる。」ことにいたしました。

一 さく、河魚類の通路となつてゐる水面に設置した工作物の所有者又は占有者が、当該水面において、第二十三條第二項に規定する施設を設置し、又は改修するのに要する費用  
二 国以外の者がさく、河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化放流事業を行うのに要する費用

第五章 雑則でございませう。第三十二條「農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導員を命じ、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及その他この法律及びこの法律に基く命令の履行に関する事務をつかさどらせる。」ことにいたしましたのであります。

第三十三條は「都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要がある

と認めるときは、漁業協同組合その他の者に対し、水産資源の保護培養に関し協力を求めることができる。」ことにいたしましたのであります。

第三十四條は「中央漁業調整審議会に、水産資源の保護培養に関する重要事項を分掌させるために水産資源保護部会を置く。」ことにいたしましたのであります。

第三十五條は「この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした行政庁の処分不服がある者は、農林大臣に訴願することができる。」ようにいたしましたのであります。

第六章は罰則でございませう。第三十六條「第五條から第七條までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処することといたしました。

第三十七條は「左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。  
一 第十八條第一項の許可を受けないうで、同項の工事をした者  
二 第二十三條第一項又は第二項の規定による制限又は禁止に違反した者  
三 第二十四條第一項の規定による命令に違反した者

第四二十五條の規定に違反した者  
第三十八條「第三十六條又は前條第四号の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船又は漁具は、没収することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。」ようにいたしましたのであります。

第三十九條「第三十六條又は第三十七條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。」ようにいたしました。

第四十條「左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。」ことといたしました。

一 第二十三條第三項の規定に違反した者  
二 第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
三 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
第四十一條「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六條、第三十七條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。」こういふようにいたしましたのであります。

附則は、本法律施行の期日は公布の日から起算して六カ月を超えない期間内におきまして政令で定める。但し、第二十四條、第三十二條、第三十四條及び第三十七條第三号の規定並びに第三十九條及び第四十一條の規定中第三十七條第三号の違反行為に関する部分の施行期日は、昭和二十七年四月一日以後でなければならぬことにいたしましたのであります。第二項は「この法律施行の際現に第二十七條に規定する業を行つてゐる者は、この法律施行の日から六十日以内に、省令の定めるとこ

ろにより、農林大臣にその旨届出をしなければならぬ。」ことにいたしましたのであります。第三項は「第四十條第二号及び第四十一條の規定は、前項の場合に準用する。」ことにいたしました。

第四項、漁業法の一部を次のように改正をいたします。第五十八條第一項中「水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第七十一号)第二條第一項を「水産資源保護法第九條第一項に改める。第六十五條第一項中「水産動植物の繁殖保護」及び第五号から第七号までを削り、同條第四項中「漁具及び同項第七号の水産動植物」及び「漁具」に改める。第六十八條から第七十一條までを次のように改める。第六十八條から第七十一條までを削除。第七十三條中「第六十五條(漁業調整に関する命令)及び第六十八條から第七十一條まで(漁法の制限及びさく、河魚類の保護)の規定並びにこれをを第六十五條(漁業調整に関する命令)の規定及びこれに改める。第百十三條第三項第二号中「五人」を「十人」に改める。第百三十八條第七号及び第百三十九條第三号を削る。

第五項「水産資源枯渇防止法は、これを廃止する。」第六項は「この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」殆んど條文そのまゝの説明でございませうが、大体以上の通りでございませう。

○委員長(木下辰雄君) 大体逐條によりまして御説明になりましたが、第二節のごときは殆んど資源枯渇防止法をつくり書きしてあるようにも思ひます。第二章あたりは魚道と、資源枯渇防止法が入つておるようですから、この点御質問があれば……。

ろにより、農林大臣にその旨届出をしなければならぬ。」ことにいたしましたのであります。第三項は「第四十條第二号及び第四十一條の規定は、前項の場合に準用する。」ことにいたしました。

○玉柳實君 ちよつと伺いたいのです  
が、この水産資源保護法案の提案に至り  
ますまで、従来又は今回の国会に入  
りましてから、当委員会に正式に連絡  
或いは御相談があつたものでございま  
すか、どうか。或いは又正式な連絡が  
なくとも、当委員会の委員にまあ個  
人的にこの案の作成に御参画になつて  
おられるようなかたもございましての  
か、どうか。

○委員長(木下辰雄君) お答えいたし  
ます。只今田口さんの御説明では、衆  
議院が専らやつたという御説明も参議  
院もありましたけれども、最初から参議  
院とは互いに打合せて適当に委員も出  
しておりました。調査員もしよつちゆ  
うその会に出ておりましたし、私も再  
再この問題には関係しておりました  
し、又村山という研究会長も再々参議  
院にも参りまして、その経過も述べて  
おりました。私はこの問題は最初か  
ら、これは衆議院、参議院の合同案  
と、こう考えておりました。

○千田正君 ちよつとお伺いたしま  
すが、このさく、河魚類の魚道ですね、  
この保護に対する魚道の問題なんです  
が、河川に対して国営において建設工  
事をやる場合においても、或いはやつ  
た後において、この魚道の管理が農林  
大臣の管轄下にありますか、それとも  
建設大臣の管轄下にありますか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 御説明  
申上げます。工作物の管轄権は建設大  
臣にあると思つてございしますが、鮭  
鱒のさく、河に關係する部分だけはさく  
河に關係する魚道と申しますか、その  
部分だけは、この法律にありまして農  
林大臣が発言権ができる、こういう  
ふうに解釈されて結構だと思ひます。

○千田正君 工事遂行に当りまして  
は、国営建造物に対して特にこの鮭鱒  
等のさく、河魚類の魚道に対する施工予  
算は農林省において支出するのであり  
ますか、建設省において支出するので  
ありますか。

○衆議院議員(田口長治郎君) これは  
来年、取りあはずは現在水産庁にある  
予算を総合してこの法律を運用しよう  
と考へておるのでございしますが、將  
来の問題といたしましては、さような  
問題が起りますれば、農林省の経費と  
して計上すべきものと考へておりま  
す。

○千田正君 事実においてそういうこ  
とは恐らくあり得ないと思ひますけれ  
ども、いろ／＼と国営の場合において  
は、国の財産になりますし、又その所  
轄権が当該所屬の行政官庁が管轄する  
と思ひますが、そういう場合において  
も、この農林大臣の権限は他の行政官  
庁に対しても、勧告或いは二十三條そ  
の他において條項が適用されるかどう  
かという点につき、一応御趣旨を承わ  
りたいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 従来共  
に河川その他で水力発電などの堰堤が  
できた場合に、魚が上らない、この補償  
をどうするかということにつきまして  
は、当該官庁と農林省と被害を与えて  
おるもの、こういうものが協議をいた  
しまして、適当な工事の変更とか、  
或いは増殖に必要な経費の支出だとか、  
か、そういう問題を決定しておつた  
次第でございしますが、今回もこの法律  
で、ただ暗々裡に協議をするというの  
でなしに、この規定に基いて農林大臣  
が関係官庁及び両者とも協議をしてそ  
ういふ問題を解決する、こういうこと

になると思つてあります。

○千田正君 御趣旨はよくわかりませ  
んが、やはり法律で謳つて行つて、今度  
は末端に行つて、例えば建設省その他  
において建設法や何かにおいての  
食い違ひがない方法でこの法文とい  
うものは適用されると思ひますが、その  
憂いは全然ないわけでありませうか、や  
やもすれば両県に跨るところの、例え  
ば河川工事、ダム設置の問題或いは  
電力電源のダムの設置の問題におきま  
して、その地元の住民からのいろ／＼  
な立場からの要求によつて設計され、  
変更されるような場合とか、いろ／＼  
な問題が起きて来るでしょうか、そ  
ういふような場合においても、この水産  
資源保護法案によつて、少くとも漁類  
の保護に関する点だけは強硬に農林大  
臣の許可或いは勧告というような、こ  
の法律によつて定むるところによつて  
強行できるかどうかという点でござい  
ますが、その点は別に心配する必要は  
ないでございませうか。

○委員長(木下辰雄君) それはちよつ  
と私から先に……。千田委員から質問  
されたのは、他の官庁が支出した場合  
において、農林大臣が不当と認めた場  
合には取消又は補償を命ずることがで  
きるかという御質問もあつたので  
ございしますが、併せて御答弁願いま  
す。

○衆議院議員(田口長治郎君) 他の官  
庁が国営事業として設置する場合にお  
きましては、この法律にこのように明  
示してある關係からいたしまして、  
無断でそういう魚道を遮断するよう  
な、或いは魚が上るのに障害を来たす  
ような工事は大体やらないと考へるの  
でございしますが、この点は一つ水産庁

のほうによく注意をいたしまして、さ  
ようなことのないように連絡を十分き  
せるつもりであります。それから両県  
に跨つた河川なんかの負担の分担その  
他の面につきましては、相当むずかし  
い問題がありますが、従来も大体いろ  
いろ両県と協議をいたしまして、そ  
ういふ問題を処置しておるようござい  
ますから、この法律ができてまして、な  
おそういう協議が非常にしやすい、こ  
ういふことになると思つております。

○千田正君 山本次長にお伺いたし  
ますか。

○委員長(木下辰雄君) 長官も見えて  
います。

○千田正君 長官も見えなくなつてお  
りますか。誠にこれは結構な法案と思  
ひますが、建設工事の施行法におい  
て、魚道の設置その他に關しては農林  
大臣の勧告若しくはこの防止法案を受  
け容れねばならないという点が建設施  
行法にありますか。

○政府委員(山本聖君) お尋ねの点に  
ついては、建設施行法にはないようで  
あります。併し実際問題としてしまし  
ては、この本案の二十二條からずつとい  
ろいろ書いてありますが、これらの法  
文によりまして、よく連絡いたしまし  
て、農林大臣がいろ／＼と工作者等にも  
命し得る規定もございしますから、そ  
れらの運用によつて善処して行きたい  
と考へておるのであります。

○千田正君 特に注文しておきたいの  
であります。これはもう勿論衆参両  
方の皆さんが衆知を集めて作られる立  
派な法律と思ひますが、建設施行法  
もいづれ改めたり、敷衍するような場  
合があると思ひます。その場合におき  
まして、水産庁からこの法案の趣旨を

体して施行法の一部に農林大臣の勧告  
若しくはこの資源防止法律に抵触する  
場合においては、これを特に考へる  
という必要があると思ひますので、次  
の建設施行法の改廢に際しましては、  
特にこの法案の生きたるような方法を講  
じてもらいたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと皆さ  
んにお諮りしますが、日米加漁業協約  
の重要問題について、水産庁長官から  
各委員の御意見を承わりたいと言つて  
参つております。その間休憩したいと  
思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) それではちよ  
つと休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

午後四時九分開会

○委員長(木下辰雄君) 休憩前に引続  
いてこれより委員会を再開いたしま  
す。本日は都合によりこれで散會いた  
します。

午後四時十分散會

昭和二十六年十二月十五日印刷

昭和二十六年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷行